

まほろばチャレンジリーグ（令和3年度12・1月実施分） 出品者募集要領

1 概要

県内事業者には首都圏での販路拡大を目指す新商品等の販売機会を提供するとともに、消費者ニーズに基づく事業者間の競争を通じて商品のブラッシュアップを図るなど売れる商品づくりを促進するため、奈良県ブランドショップ「奈良まほろば館」（東京都港区新橋1丁目8-4 SMBC新橋ビル1階）において、テストマーケティング（以下「まほろばチャレンジリーグ」という。）を実施する。

2 支援内容

- (1) 奈良まほろば館ショップ（以下「ショップ」という。）で、下記7の販売条件により、約1か月間、奈良まほろば館物販運営事業者（以下「物販運営事業者」という。）による販売を行う。
- (2) デザイン、内容、数量及び価格等に関する商品のブラッシュアップ等についての助言、購入者に対するアンケート結果等を、まほろばチャレンジリーグ終了後、出品者にフィードバックする。
- (3) 奈良まほろば館のお客様から多くの支持が得られた売れ行き好調商品を、ショップ内及び奈良まほろば館公式ホームページ・SNS等でPRする。さらに、まほろばチャレンジリーグ終了後も一定期間継続してショップで販売する。

※売れ行き好調商品：期間中の売上げ個数及び金額等に基づき算定した上位2商品程度。

※継続販売期間は3か月程度とし、その期間の販売条件は、原則、まほろばチャレンジリーグと同一とする。

※継続販売期間終了後の取扱いについては、物販運営事業者と出品者の2者による協議により決定するものとする（県は関与しない）。

3 募集出品者数

各回10社程度

4 実施期間等スケジュール

販売期間	募集期間	結果通知	発注	納品
令和3年12月6日 ～ 令和4年1月7日 ※12月30日～1月2日を除く。	令和3年 10月19日 ～ 同年11月17日	令和3年 11月24日 頃	令和3年 11月下旬	令和3年 12月4日
令和4年1月8日 ～ 同年2月6日			令和3年 12月中旬	令和4年 1月6日

5 応募資格

次の（１）～（２）の条件をすべて満たしていること。

- （１）奈良県内に本社又は主たる事業所を有し、商品の生産、加工又は販売をしている企業、組合、各種団体、グループ又は個人。
- （２）暴力団や団員と関連がないこと。

6 まほろばチャレンジリーグに出品する商品（以下、「チャレンジ商品」という。）の範囲

次の（１）～（８）の条件をすべて満たしていること。

- （１）自社で企画・生産を行った商品。
※自社で企画を行っていれば、他社に生産委託している商品でも可。
- （２）非食品及び加工食品（ただし、生鮮商品、賞味・消費期限が１週間未満のもの、冷蔵・冷凍保存が必要なもの、医薬品は対象外）。
- （３）下記①～④のいずれかに該当する商品。
 - ①県内で製造又は加工（最終加工段階）しているもの。
 - ②県内の素材を使用し、その旨を商品に明示しているもの。
 - ③県内の事業者が、企画し、県外の事業者が生産委託して、販売しているもの。
 - ④上記以外の商品であって、奈良との関連性があり、県産品のイメージアップ、魅力発信に資すると認められるもの。
- （４）奈良まほろば館（東京都中央区日本橋室町の旧店舗を含む。）の取扱商品として選定されたことがない商品。
- （５）令和２年度以降において、奈良県が奈良まほろば館において実施するテストマーケティング（産業振興総合センター「奈良まほろば館チャレンジ販売」、豊かな食と農の振興課・奈良の木ブランド課「伝えたい 奈良のこだわりフェア」）に出品していない商品。
- （６）商品１点あたりの外寸が、原則として、幅 60 cm、高さ 30 cm、奥行 50 cmをいずれも超えていないこと。
- （７）首都圏での販路獲得・拡大を目指す商品。
- （８）安定して販売できる製造量があること。

7 チャレンジ商品の販売条件等

- （１）物販運営事業者との取引形態は、消化仕入れとする。
※ショップ内では、物販運営事業者が適切に商品管理を行うが、ショップ内等での商品の破損や汚損等のリスクは出品者負担とする。
- （２）販売手数料は希望小売価格の 30%（食品、非食品共通）とする。
- （３）納品及び返品に係る送料等は、出品者の負担とする。販売期間終了後に売れ残った商品は、着払いで返送する。

- (4) まほろばチャレンジリーグ販売期間は約1か月間とする（販売期間は、4実施期間等スケジュール記載のとおり）。
- (5) まほろばチャレンジリーグ期間中、奈良まほろば館（情報発信課）と調整の上、ショップ内において、出品者自身が、市場調査等を目的とした対面販売を期間中1回（最長3日間）行うことができるものとする。
- ※販売条件は通常のまほろばチャレンジリーグと同じ。
- ※必ずしも出品者が希望する日時に実施できるとは限らない。
- ※対面販売に係る出品者の旅費・宿泊費、試供品に係る経費等は、出品者の負担とする。

8 フィードバック

- ・時期 まほろばチャレンジリーグ終了から概ね1か月後
- ・方式 文書（レポート）を出品者に提供
- ・内容 デザイン、内容、数量及び価格等に関する商品の改善等についての助言、購入者に対するアンケート結果 など

9 出品商品数

1社1商品。

※サイズ、色、フレーバー違いの展開商品は1商品として扱う。

※展開商品数が多数になる場合、奈良まほろば館（情報発信課）と物販運営事業者との協議のうえ、陳列する商品数を制限する場合がある。

10 応募方法

提出物		提出方法	提出期間
①	出品申請書 [その1]	奈良電子自治体共同運営システム「e古都なら」により、インターネットで提出 ※電子メール・郵送・FAX・持参は不可。	令和3年10月19日（火） ～ 同年11月17日（水） 18時
②	出品申請書 [その2]		
③	商品写真 (外観と中身の両方)		
④	商品サンプル (1商品につき2つ)	宅配便等で、奈良まほろば館に送付。	令和3年11月15日（月） ～ 同年11月17日（水）18時

※提出物①②③は、下記 URL または QR コードから、該当ページ（奈良電子自治体共同運営システム「e古都なら」の「まほろばチャレンジリーグ出品者募集（令和3年度12月・1月実施分）」）に接続し、提出すること（出品申請書様式は該当ページからダウンロード可）。

https://s-kantan.jp/pref-nara-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=25619



※提出物④（商品サンプル）の送付先は、下記のとおり。

〒105-0004 東京都港区新橋1丁目8-4 SMBC新橋ビル

奈良まほろば館（2階県事務所）まほろばチャレンジリーグ事務局 宛て

電話：03-5568-7081

※提出物④について、提出期間前の到着は不可とする。

※提出物④に係る送料は、応募者の負担とする。返送を希望する場合は、選定審査会終了後、着払いにより応募者に返送する。

11 選考方法

- （1）参加資格を有する事業者から提出された出品申請書及び商品サンプルを、まほろばチャレンジリーグ出品者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が別表の評価基準に基づき審査し、各回上位10社程度を出品者として選定する。なお、実施月については、申請者の希望どおりにならない場合がある。

※全委員の評価点数の合計の平均点が6割に満たない場合は出品者として選定しない。

- （2）必要に応じて、選定委員会が申請者に対してヒアリングを行うことがある。

12 その他

- （1）新型コロナウイルス感染拡大等により奈良まほろば館が臨時休業する等やむを得ない事情により、まほろばチャレンジリーグを中断または中止することがあるが、これにより生じた出品者及び関係者の損害については補償しない。
- （2）出品者は、関係法令を遵守し、特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの産業財産権に関する責任、品質や安全性などの商品に関する責任を負うものとする。
- （3）この要領に定めていない項目については、まほろばチャレンジリーグ事務局、物販運営事業者及び出品者で協議の上、決定する。

評 価 基 準

評 価 項 目	配 点	倍 数	評 価 点
①商品のPRポイント			
より多くの消費者の支持が得られる商品であるか。	10	2	20
②チャレンジリーグに出品するねらい			
チャレンジリーグの成果を活かして商品ブラッシュアップや販路開拓を行う意欲があるか。	10	2	20
③商品の価格設定について			
商品内容(パッケージを含む)と価格のバランスがとれているか。	10	1	10
④販売開始後経過期間(出品時点)			
1:2年以上 2:1年以上、2年未満 3:半年以上、1年未満 4:3か月以上、半年未満 5:3か月未満	10	1	10
計			60

【評価方法】

- 評価項目①～③については、下記のとおり、10段階評価とする。
10～9:大変良い 8～7:良い 6～5:普通 4～3:あまり良くない 2～1:良くない
- 評価項目④については、下記のとおり、販売開始後経過日数による5段階評価とする。
10: 3か月未満
8: 3か月以上、半年未満
6: 半年以上、1年未満
4: 1年以上、2年未満
2: 2年以上